

議案第 11 号

加西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

加西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第2条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、次条に規定するもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）に定める基準をもって、その基準とする。

(暴力団の排除)

第3条 乳児等通園支援事業者（府令第3条第1項に規定する乳児等通園支援事業者をいう。）は、加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者であってはならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(審議資料)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部が改正され、令和 7 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、市町村による認可事業として位置付けられた乳児等通園支援事業について、必要な基準を定めるため当該条例を制定するもの。

【制度の概要】

- (1) 乳児等通園支援事業とは、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、保護者が、柔軟に認定こども園又は小規模保育施設等を利用できる制度
- (2) 対象となるこどもの年齢は、生後 6 か月から満 3 歳未満
- (3) 月 10 時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位でこどもを預けることが可能
- (4) こども家庭庁が定める乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の主な内容
 - ・事業者による安全計画の策定
 - ・利用する乳児等を平等に取り扱う原則
 - ・虐待の禁止
 - ・事業所の設備や面積の基準
 - ・職員の配置人数の基準

※加西市は、令和 6 年 6 月 1 日から「こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業」として試行的に運用中

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料					令和7年3月定例会	
議案等の 件名	議案第11号		政策等 の区分	計画・事業・ <u>条例</u>		
	加西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例			その他()		
①【政策等を必要とする理由】						
子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)において、乳児等通園支援事業については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)において市町村による認可事業として位置付けられた。乳児等通園支援事業の認可等において、必要な基準を定めるために当該条例を定める。						
②【検討した他の政策等の内容】						
③【他の自治体の類似する政策との比較】						
国・都道府県・市町村が設置する施設以外で乳児等通園支援事業を実施する全ての市町村で策定が必要						
④【総合計画における位置づけ】						
基本方向		6	身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり			
基本計画		21	安心できる子育て支援			
○その他の計画(該当する場合にのみ記載)						
計画名称		第3期加西市子ども・子育て支援事業計画				
策定年度		令和6年度				
計画期間		令和7年度～令和11年度				
⑤【関連する法令及び条例、規則】						
子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)						
⑥【政策実現に係る事業費及び財源】 (単位:千円)						
総事業費		国・県支出金	市債	その他特財	一般財源	
3,744		2,808			936	
(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入						
⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】						
・事業を利用した場合、保護者は1時間あたり300円の利用料を園に支払う。 ・事業を実施する園に対し、国2分の1、県4分の1、市4分の1により補助金を交付予定。						
⑧【市民参加の状況】 有 ・ <u>無</u> (パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)						
⑨【政策の効果予測】						
全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に認定こども園又は小規模保育施設等を利用することができる。また、当該事業を利用する保護者への面談及び支援を行うことにより、子育てへの不安や孤独を解消し、安心して子育てができる環境を形成する。						
担当部局		担当課		添付資料の有無		
教育委員会		こども未来課		有 ・ <u>無</u>		